

議案第 105 号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款（平成 27 年 7 月 28 日制定）を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 2 項及び地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）附則第 4 条第 1 項の規定によりその例によることとされる同法第 3 条の規定による改正後の地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の一部を改正する定款
公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 役員（第 8 条―第 15 条）」を

「第 2 章 役員及び理事会

第 1 節 役員（第 8 条―第 15 条）

第 2 節 理事会（第 15 条の 2―第 15 条の 5）」に改める。

第 1 条中「理工系」を「薬工系」に改める。

「第 2 章 役員」を「第 2 章 役員及び理事会」に改める。

第 8 条中「理事 3 人」を「理事 4 人」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第 1 節 役員

第 9 条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、第 5 項から第 7 項までを 2 項ずつ繰り上げる。

第 11 条第 4 項各号中「選出されたもの 7 人」を「選出された者 3 人」に改める。

第 14 条第 1 項中「4 年」を「6 年」に改め、同項ただし書を削り、同条中

第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「及び監事」を削り、「2年」を「6年」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認日（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとし、再任することができる。

第14条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 副理事長の任期は、学長の任期によるものとする。

第2章中第15条の次に次の1節を加える。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第15条の2 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第15条の3 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第15条の4 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第15条の5 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見（法第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）、中期計画（法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第

27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。)に関する事項

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項

(6) 職員の人事に関する事項

(7) その他理事会が定める重要事項

第16条第2項中「15人」を「10人」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 理事長が指名する理事

第16条第2項第4号中「理事長の」を「理事長が」に改め、同項第5号中「職員でないもの」を「職員でない者」に、「任命する者」を「任命するもの」に改める。

第17条第1項ただし書中「第1号ないし第4号」を「第1号から第4号まで」に改め、同条第4項中「職員でないもの」を「職員でない者」に改める。

第20条第1項第1号中「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見)、中期計画(法第26条第1項の規定により法人が作成する計画)及び年度計画(法第27条第1項の規定により法人が定める計画)」を削り、同項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
第20条第2項を削る。

第21条第2項中「15人」を「12人」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 学長が指名する理事

第21条第2項第4号を次のように改める。

(4) 学長が指名する職員

第21条第2項第5号中「職員でないもの」を「職員でない者」に、「理事長が任命する者」を「学長が任命するもの」に改める。

第22条第1項ただし書中「第1号ないし第4号」を「第1号から第4号まで」に、「教員」を「職員」に改め、同条第4項中「職員でないもの」を「職員でない者」に改める。

第25条第1号中「、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの」を削り、同条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

附 則

(施行期日)

1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の施行の際現に法人の役員である者の任期については、この定款による改正後の公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款新旧対照表

変 更 後	変 更 前
目次 第1章 総則（第1条－第7条） <u>第2章 役員及び理事会</u> <u>第1節 役員（第8条－第15条）</u> <u>第2節 理事会（第15条の2－第15条の5）</u> 第3章 審議機関 第1節 経営審議会（第16条－第20条） 第2節 教育研究審議会（第21条－第25条） 第4章 業務の範囲及びその執行（第26条・第27条） 第5章 資本金等（第28条・第29条） 第6章 雑則（第30条） 附則 （目的） 第1条 この公立大学法人は、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、学校法人東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、<u>薬工系</u>の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的とする。	目次 第1章 総則（第1条－第7条） <u>第2章 役員（第8条－第15条）</u> 第3章 審議機関 第1節 経営審議会（第16条－第20条） 第2節 教育研究審議会（第21条－第25条） 第4章 業務の範囲及びその執行（第26条・第27条） 第5章 資本金等（第28条・第29条） 第6章 雑則（第30条） 附則 （目的） 第1条 この公立大学法人は、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、学校法人東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、<u>理工系</u>の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的とする。

第2章 役員及び理事会

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置く。

(職務及び権限)

第9条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(学長の任命)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 選考会議は、次に掲げる委員で構成する。

第2章 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人を置く。

(職務及び権限)

第9条 (略)

2 理事長は、第20条第1項各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第16条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）の議を経なければならない。

3 理事長は、第25条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第21条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の議を経なければならない。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(学長の任命)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 選考会議は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 第16条の経営審議会の委員（理事長及び副理事長を除く。）のうち経営審議会で選出された者3人

(2) 第21条の教育研究審議会の委員（学長を除く。）のうち教育研究審議会で選出された者3人

5～8 （略）

（役員の任期）

第14条 理事長の任期は6年とし、再任することができる。

2 副理事長の任期は、学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は6年とし、再任することができる。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認日（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとし、再任することができる。

5 （略）

6 （略）

第2節 理事会

（設置及び構成）

第15条の2 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

(1) 第16条の経営審議会の委員（理事長及び副理事長を除く。）のうち経営審議会で選出されたもの7人

(2) 第21条の教育研究審議会の委員（学長を除く。）のうち教育研究審議会で選出されたもの7人

5～8 （略）

（役員の任期）

第14条 理事長の任期は4年とし、再任することができる。ただし、再任後の任期は2年とし、引き続き6年を超えることはできない。

2 理事及び監事の任期は2年とし、再任することができる。

3 （略）

4 （略）

第15条の3 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条の4 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条の5 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 中期目標について市長に述べる意見（法第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。）、中期計画（法第26条第1項の規定により法人が作成する計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）に関する事項

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項

(6) 職員の人事に関する事項

(7) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第16条 (略)

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

(1)・(2) (略)

(3) 理事長が指名する理事

(4) 理事長が指名する職員

(5) 法人の役員又は職員でない者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、理事長が任命するもの

(委員の任期)

第17条 委員の任期は2年とする。ただし、前条第2項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、法人の役員又は職員としての任期による。

2・3 (略)

4 委員を再任する場合において、最初の任命の際、法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項第5号の規定の適用については、その再任の際、法人の役員又は職員でない者とみなす。

(審議事項)

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第16条 (略)

2 経営審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

(1)・(2) (略)

(3) 理事全員

(4) 理事長の指名する職員

(5) 法人の役員又は職員でないもので、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、理事長が任命する者

(委員の任期)

第17条 委員の任期は2年とする。ただし、前条第2項第1号ないし第4号に掲げる委員の任期は、法人の役員又は職員としての任期による。

2・3 (略)

4 委員を再任する場合において、最初の任命の際、法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項第5号の規定の適用については、その再任の際、法人の役員又は職員でないものとみなす。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) (略)

(4) (略)

(5)～(8) (略)

(設置及び構成)

第21条 (略)

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

(1) (略)

(2) 学長が指名する理事

(3) (略)

(4) 学長が指名する職員

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に述べる意見(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第78条第3項の規定により市長に対し述べる意見)、中期計画(法第26条第1項の規定により法人が作成する計画)及び年度計画(法第27条第1項の規定により法人が定める計画)に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) (略)

(3) (略)

(4) 職員(教員を除く。)の人事に関する事項

(5)～(8) (略)

2 経営審議会は、前項第6号に掲げる事項を審議するときは、あらかじめ第21条の教育研究審議会の意見を聴き、その意見に配慮しなければならない。

(設置及び構成)

第21条 (略)

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

(1) (略)

(2) 理事全員

(3) (略)

(4) 理事長の指名する教員

(5) 法人の役員又は職員でない者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、学長が任命するもの

(委員の任期)

第22条 委員の任期は2年とする。ただし、前条第2項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、法人の役員又は職員の任期による。

2・3 (略)

4 委員を再任する場合において、最初の任命の際、法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項第5号の規定の適用については、その再任の際、法人の役員又は職員でない者とみなす。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に述べる意見

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(5) 法人の役員又は職員でないもので、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、理事長が任命する者

(委員の任期)

第22条 委員の任期は2年とする。ただし、前条第2項第1号ないし第4号に掲げる委員の任期は、法人の役員又は教員の任期による。

2・3 (略)

4 委員を再任する場合において、最初の任命の際、法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項第5号の規定の適用については、その再任の際、法人の役員又は職員でないものとみなす。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)